情報通信技術の利活用等に向けた千葉市と独立行政法人情報通信研究機構との

連携に関する協定書

　千葉市と独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、相互の連携の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

　（目的）

第１条　この協定は、千葉市と機構（以下「両者」という。）が相互に連携し、両者の知見を用いた情報の分析、情報通信技術の利活用等を推進することにより、社会に貢献し、地域社会の発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

　（連携事項）

第２条　両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（１）機構の地域貢献に関すること。

（２）千葉市が保有する情報の分析及び分析結果の活用の推進に関すること。

（３）機構が保有する高度情報通信技術の千葉市への移転、活用等に関すること。

（４）千葉市の施策の推進や地域課題解決のための両者の知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。

（５）両者の連携による調査研究及び研究結果を基にした事業の実施に関すること。

（６）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

　（連携の推進）

第３条　両者は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進、意思決定の迅速化等連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

２　両者は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、それぞれ連携窓口を設置し、適宜連絡調整を行うものとする。

　（成果の公表）

第４条　両者は、事前に相手方の承諾を得た上で、この協定に基づく連携の成果を公表することができる。

　（守秘義務）

第５条　両者は、この協定に基づく連携に当たり知り得た秘密事項については、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

　（協定の見直し）

第６条　両者のいずれかがこの協定の内容の変更を申し出たときは、両者協議の上、必要な変更を行うものとする。

　（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する日の２か月前までに両者のいずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

　（協議等）

第８条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者協議の上、定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　平成２７年３月６日

千葉県千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市

千葉市長　熊　谷　俊　人

東京都小金井市貫井北町四丁目２番１号

独立行政法人情報通信研究機構

理事長　　坂　内　正　夫